

建設工事に係る予定価格の積算内訳の公表に関する事務取扱要領の制定について

(平成12年4月3日島会乙第408号県警察本部長例規通達)

みだしのことについては、平成11年11月29日付け島会乙第649号において「建設工事に係る予定価格の積算内訳の公表に関する事務取扱要領」(以下「事務取扱要領」という。)を制定し、これに基づいて運用しているところであるが、島根県警察において発注する建設工事に係る積算の妥当性及び入札の透明性を更に向上させるため、現行の事務取扱要領を廃止し、新たに別紙のとおり事務取扱要領を定め、平成12年4月3日以降発注する建設工事から施行することとしたので、運用に誤りのないようにされたい。

改正の主な点は、次のとおりである。

建設工事費の予定価格に係る積算内訳のうち、「共通費一式」としていたものを細分化し公表すること。

水道負担金等の金額を公表すること。

別紙

建設工事に係る予定価格の積算内訳の公表に関する事務取扱要領

(施行)

第 1 条 この要領は、島根県警察が発注する建設工事（以下「工事」という。）の予定価格の積算内訳の公表に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 公表の対象とする工事は、一般競争入札又は指名競争入札に係るすべてとする。
なお、随意契約については、不落による随意契約以外は対象としないものとする。

(公表の内容)

第 3 条 予定価格（消費税及び特別地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）の作成に用いた積算価格について、工事区分、工種及び種別ごと（建築工事については種目、科目及び中科目ごと、交通安全施設工事については工種別ごと）の数量、金額等を明示する積算内訳の資料とする。

なお、詳細については別添 1 による。

(公表の時期)

第 4 条 契約の締結後なるべく速やかに、原則として「島根県警察建設工事入札結果等閲覧規程（以下「閲覧規程」という。）」に基づく予定価格の公表と同時に公表するものとする。

(公表の場所)

第 5 条 閲覧規程第 3 条の閲覧所において公表するものとする。

(公表の方法)

第 6 条 閲覧規程第 7 条による、閲覧の手続と同様とする。写しの交付は行わないものとする。

(公表の期間)

第 7 条 閲覧規程第 4 条による、閲覧の期間とするものとする。

(準用)

第 8 条 その他、必要な事項については、閲覧規程を準用するものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 3 日以降発注をする工事から適用する。

別添 1

「予定価格の積算内訳」の公表内容について

1 公表内容

様式は別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 のとおりとする。

また、記載内容は次のとおりとする。

【表紙の記載内容】

工事名

工事場所

工期（工期は、契約後、契約書の工期を記載する。）

工事内容

【総括表の記載内容】

建築関係工事については次の区分による。

直接工事費 一式

共通費

共通仮設費 一式

現場管理費 一式

一般管理費等 一式

計

負担金 一式

工事価格 一式

（消費税相当額及び総合計は記載しない）

交通安全施設工事については総括表は作成しない。

【その他の記載事項】

別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 による項目の一式金額を記載する。

別紙 1 ~ 別紙 4 〔略〕